

令和 8 年度 「市民活動プラザ星園」活動スペース使用団体募集要項

1 目 的

本要項は、市民活動プラザ星園長期賃貸貸出要綱に基づき、令和8年度に係る活動スペース使用団体の募集方法について必要な事項について定めるものとする。

2 活動スペース使用団体の申込資格

活動スペースの申込資格は、札幌市内で市民まちづくり活動(札幌市市民まちづくり活動条例第2規定する者をいう。以下同じ。)を行っており、専用の事務所もしくは、活動拠点を必要とする団体及体設立を目指す個人(以下、「資格者」と言う。)とする。

3 活動スペース使用期間

下記4に示す入居可能日以降から令和9年3月31日までの期間で6ヶ月以上1年未満とし、年度毎に更新する。ただし、最長は令和11年3月31日まで。

4 募集する活動スペース

タイプ	面積	部屋数	部屋番号	賃貸料(月額)	入居可能日
C	64 m ²	1	302	71,100 円	令和 8 年 9 月 1 日
E	8 m ²	2	405	24,200 円	令和 8 年 8 月 1 日

※賃貸料のほか、別途加算料金あり。

※405号室はシェアルームです。(一部屋を4団体で使用)

5 活動スペース使用団体の募集方法

- (1)募集にあたっては、市民活動プラザ星園および広報チラシ等により広く周知する。
- (2)応募団体は、「市民活動プラザ星園活動スペース使用申込説明書」に、必要書類を添えられていることを確認の上、受け付ける。

【添付書類】

(必須提出)

- ・団体の規約
- ・役員名簿
- ・当該年度事業計画書
- ・当該年度収支予算書
- ・直近1年間の事業報告書
- ・直近1年間の収支決算書
- ・活動スペース使用にあたっての団体の議決書

(任意提出)

- ・活動内容がわかるもの(会報・写真・パンフレット・チラシなど)

- (3)募集期間は、入居者が決定するまで、随時毎月月末までの申し込みをとりまとめ、翌月中旬に選考委員会による面談を実施します。

(4)(2)に定める書類は正本1部、副本4部(副本はコピー可)提出すること。

6 選考委員会の開催

(1)活動スペースの使用団体の選考については、選考委員会を開催し決定する。

(2)選考委員会は、次により構成する。

選考委員会は、特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター実践センター(以下「実践センター」という。)理事長または理事長の指名する者及び市民活動に関する有識者及び地域関係者の5名程度の委員をもって構成する。

(3)選考委員会には、選考委員長を置く。

(4)選考委員長は、委員の互選とする。

(5)選考委員会の事務は、実践センターにおいて行う。

7 使用団体の選考

(1)選考委員会は、申し込み資格を有する団体のうちから5(2)で提出された書類の審査を実施し、市民が傍聴可能な公開面談を行い、総合的に判断し公正に選考するものとする。

(2)前項に掲げる書類の審査および公開面談は、次に掲げる選考基準により選考する。

- ① 活動の公益性
- ② 計画性・将来性
- ③ 活動スペース賃貸の必要性
- ④ 入居者同士の連携
- ⑤ 市民活動プラザ星園の設置趣旨への理解
- ⑥ 財務状況の健全性(安定的に使用料金の支払いが可能か)
- ⑦ その他

8 選考結果の通知

選考の結果については、使用申し込み団体に対し通知するものとする。

9 その他

(1)現在入居している団体の応募については、現在入居している活動スペースから「移転」を希望する場合に限って応募可能とする。増室の希望は不可。

(2)この要項に定めるもののほか、活動スペースの使用団体募集に関し必要な事項は選考委員会が定める。